

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

## 報道取材情報（沼津市）

令和3年4月30日（金）発表

名称等 沼津市の子育て世帯生活支援特別給付金

（ひとり親世帯分）の支給について

実施日時 令和3年5月11日（火曜日）

担当 市民福祉部 こども家庭課

直通 055-934-4827 内線 2162

### 1 内容

沼津市では低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国制度）の支給に向け調整してまいりましたが、この度、令和3年4月分の児童扶養手当受給者に対し、令和3年5月11日（火）に支給しますのでお知らせします。

### 2 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に大きな困難を抱えています。こうした新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、臨時特別給付金を支給するものです。

### 3 対象者

今回の対象児童数 1,960人（1,300世帯）

支給額 児童一人につき5万円

※児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害の状態にある者をいいます。

### 4 経過

令和3年4月分の児童扶養手当受給者については、5月11日（火）に支給します。

また、公的年金等を受給しており令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっているひとり親の方につきましては、申請が必要となりますので、5月10日頃を目途に、市ホームページ、SNSなどでご案内を行う予定です。

### 5 その他

ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯については、国が別途支給を実施する方策を検討中です。

また、ひとり親世帯の皆様のご相談を随時受け付けております。